

船橋に備え置いてください！

広島県東部海域の地域的情報

1. 広島県東部海域の気象・海象の特性

(1) 福山港

- ・南から北西の風の影響を受けやすい。
- ・特に台風が接近する場合には、南寄りの暴風が連吹するので注意が必要

(2) 尾道系崎港

- ・尾道水道を東西に抜ける風の影響を受けやすい
- ・特に台風が経過した後の西寄りの風(吹き返し)が強いので注意が必要

2. 港則法適用港における港外退避等に関する勧告基準

(1) 福山港

① 第一警戒体制(荒天準備勧告)

- ・風速15m/s以上の強風域に入ると予想される時刻の6時間前までに発令する
- ・避泊体制の確保、係留施設等の安全確保、工事作業の中止

② 第二警戒体制(港外避難勧告)

- ・風速25m/s以上の暴風域に入ると予想される時刻の6時間前までに発令する
- ・原則1,000総トン数以上の船舶は港外の安全な場所へ退避
- ・着岸避難する船舶は万全の荒天準備体制を確立する
- ・国際VHF16chの常時聴守、資機材等の流出防止に対する監視強化

(2) 尾道系崎港

① 第一警戒体制(荒天準備勧告)

- ・風速15m/s以上の強風域に入ると予想される時刻の6時間前までに発令する
- ・荒天準備・避難準備の実施、避泊体制の確保、荷役・作業の完了

② 第二警戒体制(港外避難勧告)

- ・風速25m/s以上の暴風域に入ると予想される時刻の6時間前までに発令する
- ・大型船舶・危険物積載船舶は、港外の安全な場所へ退避
- ・気象、海象状況の把握、資機材等の流出防止に対する監視強化

(3) その他の適用港

- ・「土生港」、「佐木島」、「重井港」、「瀬戸田港」についても「尾道系崎港」の勧告基準に準じて、勧告が発令されます。

3. 走錨が発生しやすい海域

- ・高根島西側海域、松永湾、常石沖では、過去、走錨船舶による付近錨泊船舶及び陸上施設への衝突事故が発生しています。

緊急連絡先

●尾道海上保安部

0848-24-0118(警備救難課)

0848-22-2109(交通課)

●備讃瀬戸海上交通センター

0877-49-2220

●福山海上保安署

084-943-5950

●来島海峡海上交通センター

0898-31-9000

各海域(港)最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。